



目次	ページ
告 示	
◎高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会の設置 (保健福祉課)	1
◎告示 (高知県漁港管理条例第10条の2第1項第1号に規定する施設の指定)の一部改正 (漁港漁場課)	2
○平成21年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (建設管理課)	5
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	5
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計企画課)	14
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	14
○土地改良区の清算人の退職 (")	14
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	14
○平成21年二級建築士試験の実施 (建築指導課)	14
○平成21年木造建築士試験の実施 (")	15
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会表彰規則及び指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	15
◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	16
◎高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	16
◎高知県立高等学校学則の一部を改正する規則	16
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	17
◎高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	17
◎高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令	17
落札公告	
○落札者等の公告 (2件) (情報政策課)	18
----- 告 示 -----	
高知県告示第148号	
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第292条において準用する同法第252条の2第1項の規定に基づき、次の規約により、高知	

県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会を設置した。
平成21年3月3日
高知県知事 尾崎 正直

高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会規約

目次

第1章 総則 (第1条―第5条)
第2章 協議会の組織 (第6条―第11条)
第3章 協議会の会議 (第12条―第14条)
第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行 (第15条)
第5章 協議会の財務 (第16条―第24条)
第6章 補則 (第25条―第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議会は、高知県及び中芸広域連合の相互に共通する保健福祉に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会の名称は、高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会 (以下「協議会」という。)とする。

(設置団体)

第3条 協議会は、高知県及び中芸広域連合 (以下「関係団体」という。)が、これを設ける。

(担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

(1) 母子保健及び精神障害に関する知識の普及に関する事務
(2) 要保護児童の通告受理及び状況把握に関する事務
(3) 発達障害者の家族への支援に関する事務
(4) 前3号に掲げる事務のほか、協議会の目的を達成するために必要な事務 (事務所の所在地)

第5条 協議会の事務所は、高知県安芸郡田野町1456番地41に置く。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員6人をもって組織する。

(会長)

第7条 会長は、中芸広域連合長をもって充てる。

2 会長の任期は、2年とする。
3 会長は、再任されることができる。
4 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、高知県安芸福祉保健所地域支援担当課長及び中芸広域連合を構成する各町村 (奈半利町、田野町、安田町、北川村及び馬路村)の保健福祉担当課長をもって充てる。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員が任命された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。
4 委員は、再任されることができる。
5 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員 (以下「職員」という。)の定数及び当該定数の各関係団体別の配分については、関係団体の長が協議により定める。

2 関係団体の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該関係団体の職員のうちから選任する。
3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに不適しい非行があると認めるときは、当該関係団体の長に対し、その解任を求めることができる。

(職員の職務)

第11条 会長は、職員のうちから主任の者 (以下この条において「事務長」という。)を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。
3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議 (以下「会議」という。)は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3人以上の者から会議の開催の要求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
3 会長は、会議の開催の場所及び日時を会議に付議すべき事件とともに、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

2 会長は、会議の議長となる。
3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(各関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその担任する事務を各関係団体の長の名において管理し、及び執行する場合においては、中芸広域連合の当該

事務に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

第5章 協議会の財務
(経費の支弁の方法)

第16条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係団体が負担する。

2 前項の規定により各関係団体が負担すべき額は、関係団体の長が協議により決定しなければならない。この場合において、関係団体の長は、あらかじめ協議会に対し、協議会が要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類を含む。）を求めるものとする。

3 各関係団体は、前項の規定による負担金を、当該年度開始後直ちに協議会に交付しなければならない。
(歳入歳出予算)

第17条 協議会の歳入歳出予算は、前条第3項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とする。

(歳入歳出予算の調製等)

第18条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、当該年度開始前に会議の承認を得なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
3 第1項の規定により歳入歳出予算の承認を得たときは、会長は、速やかに当該歳入歳出予算の写しに当該歳入歳出予算の実施計画、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類を添えて、関係団体の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第19条 関係団体の長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その協議により当該既定予算の補正を行うことができる。

2 協議会は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を関係団体の長に申し出ることができる。
3 前項の規定に基づく申出があったときは、関係団体の長は、直ちに第1項の協議をしなければならない。

4 第1項の規定に基づき関係団体の長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、前3条の規定の例により、これを行うものとする。この場合において、第16条第2項中「前項の規定により」とあるのは「協議会に係る既定予算の補正のため」と、同条第3項中「当該年度開始後直ちに」とあるのは「直ちに」と、前条第1項中「毎会計年度歳入歳出予算を調製し、当該年度開始前に」とあるのは「補正予算を調製し、速やかに」と、同条第3項中「歳入歳出予算の承認」とあるのは「補正予算の承認」と、「当該歳入歳出予算」とあるのは「当該補正予算」と読み替えるものとする。

(出納)

第20条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

3 協議会出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務を掌理する。

4 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の出納に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(決算)

第21条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を作成し、会議の承認を得なければならない。

2 前項の規定により決算の承認を得たときは、会長は、速やかに当該決算の写しに当該年度の事業報告書その他必要な書類を添えて、関係団体の長に送付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分)

第22条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、会長の意見を聴き、関係団体が協議によりそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の規定により財産を管理する場合においては、中芸広域連合の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。

3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びに当該財産の管理については、前2項の規定にかかわらず、関係団体が協議して定めるものを除き、協議会の定めるところにより行うものとする。

(契約の締結)

第23条 協議会の予算の執行を伴う契約については、会長が会議に諮って定めるものを除き、会議の承認を得なければ、これを締結することができない。

(その他の財務に関する事項)

第24条 この規約に特別の定めがあるものを除き、協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例によるものとする。

第6章 補則

(事務処理の状況の報告等)

第25条 会長は、毎会計年度少なくとも2回以上、協議会が管理し、及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を関係団体の長に提出しなければならない。

2 中芸広域連合の監査委員は、随時協議会の出納を検査することができる。この場合において、監査委員は、速やかに当該監査の結果に関する報告を関係団体の長に提出しなければならない。

(関係団体の長の監視権)

第26条 関係団体の長は、必要があると認めるときは、協議会が管理し、及び執行した事務について報告をさせ、又は実施について事務を視察し、若しくは出納について検閲することができる。

(費用弁償等)

第27条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定に基づく費用弁償等の額及びその支給方法は、会長が会議に諮って定める。

(協議会の解散の場合の措置)

第28条 協議会が解散した場合においては、各関係団体が協議によりその事務を継承する。この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した各関係団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該関係団体の議会の認定に付さなければならない。

(雑則)

第29条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
(初年度の予算の特例)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第16条第3項中「当該年度開始後直ちに」とあるのは「直ちに」と、第18条第1項中「当該年度開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

高知県告示第149号

平成14年3月高知県告示第171号（高知県漁港管理条例第10条の2第1項第1号に規定する施設の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

表中

三崎 漁港	土佐 清水 市三 崎	係船 環A	別図 4	下益野 防波堤	下益野防 波堤北東 端から南 西に7メ ートルの 地点	始点から 南西に73 メートル の地点
----------	---------------------	----------	---------	------------	--	------------------------------

を

「 _____ 」

三崎漁港 土佐清水市三崎	係船環A	別図4	下益野防波堤	下益野防波堤北東端から南西に7メートルの地点	始点から南西に73メートルの地点
		別図4の2	-2.0メートル物揚場	-2.0メートル物揚場北端から南西に63メートルの地点	始点から南西に3メートルの地点

に「

田野浦漁港	幡多郡黒潮町田野浦	係船環A	別図8	内突堤	内突堤の基部から33メートルの地点	始点から北西に22メートルの地点
-------	-----------	------	-----	-----	-------------------	------------------

を「


田野浦漁港	幡多郡黒潮町田野浦	係船環A	別図8	内突堤	内突堤の基部から33メートルの地点	始点から北西に22メートルの地点
				物揚場(1)	-3.0メートル岸壁と物揚場(1)とが接する地点から北東に17メートルの地点	始点から北東に3メートルの地点

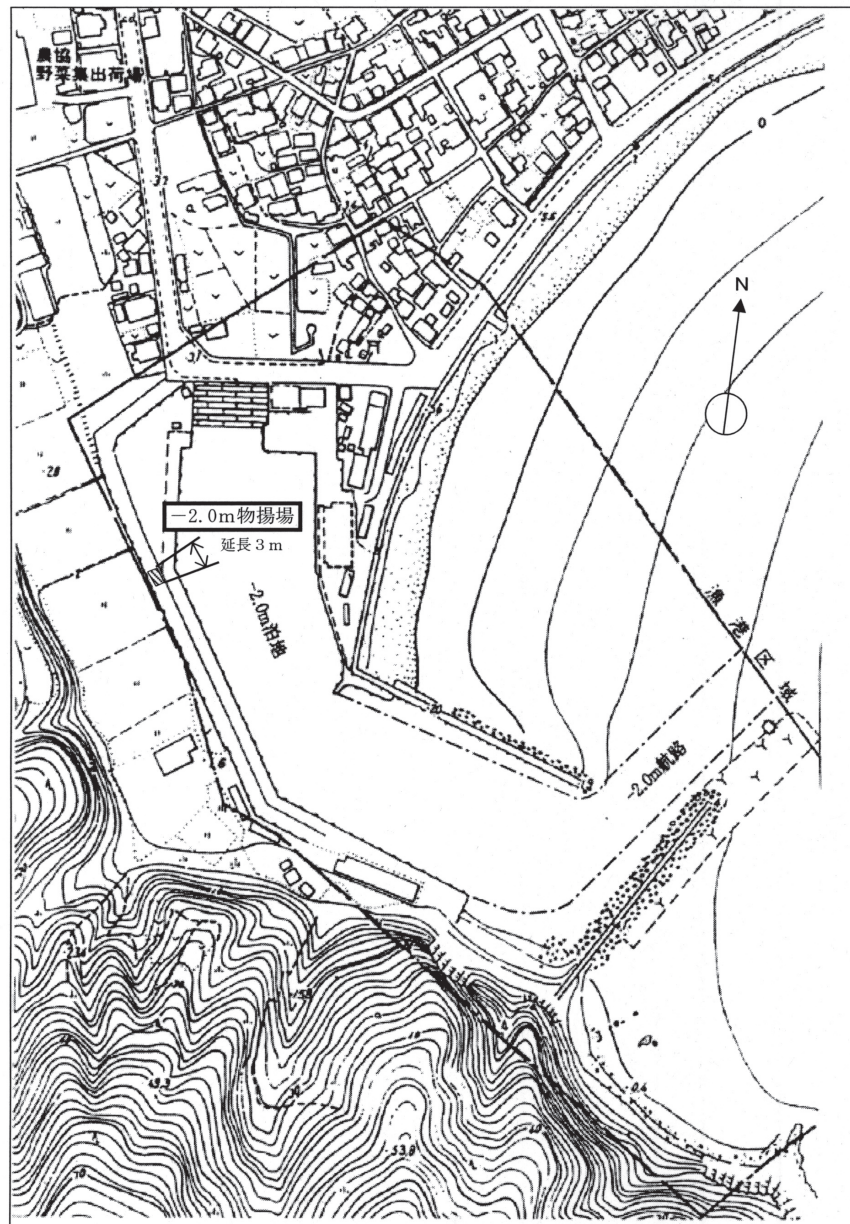
に改める。

別図4の次に次の1図を加える。

別図4の2

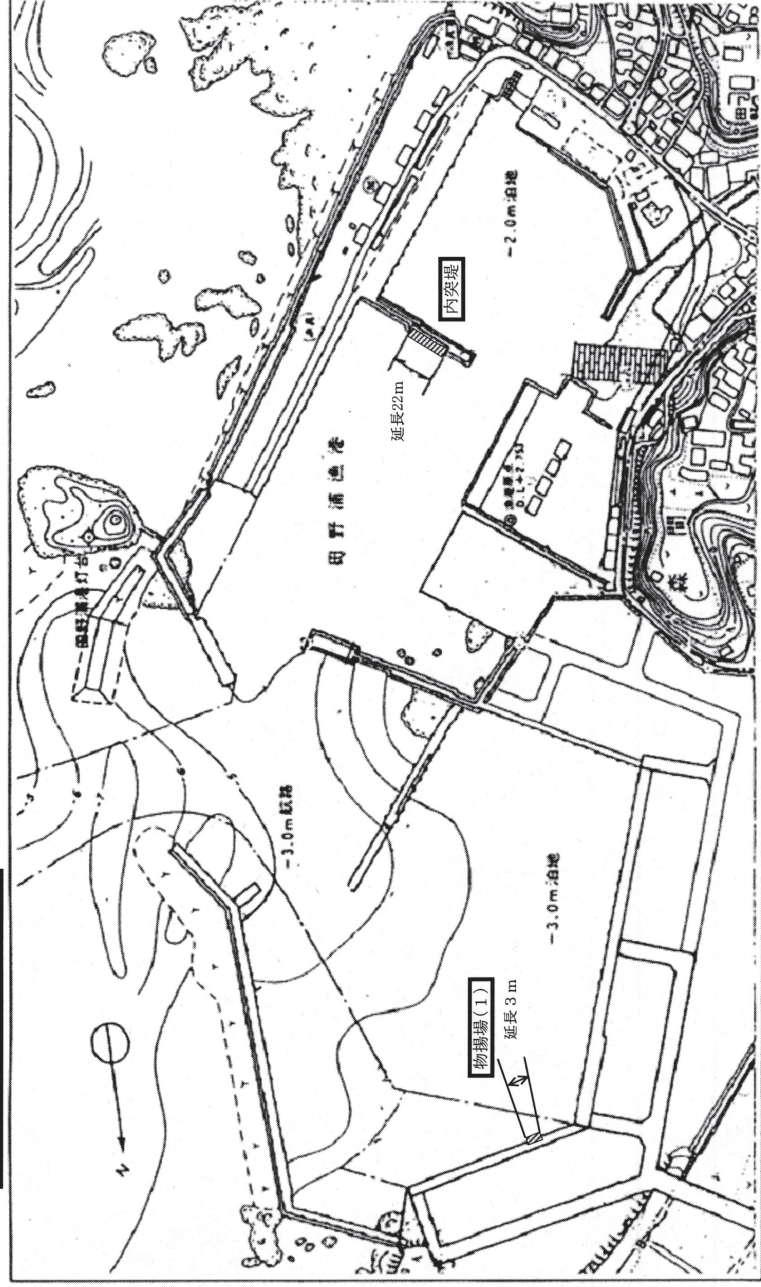
三崎漁港(土佐清水市三崎)

指定する施設 = 



別図8を次のように改める。

別図8 田野浦漁港（幡多郡大月町田野浦）



高知県告示第150号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に高知県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成21年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。
 - ア なお、資格審査による格付は、行わない。
 - イ 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
 - イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税又は区市町村税を滞納している者
 - ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
 - エ 破産者で復権を得ないもの
 - オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。
 - ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの
 - イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合
 - ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合
 - エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
 - オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行った

- ことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
- カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合
- (3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。
- 2 資格審査の申請の方法
 資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。
- 3 申請書等に使用する言語
 申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 4 申請書の変更の届出
 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。
 - (1) 営業所の名称又は所在地
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項
- 5 資格の取消し
 知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。
 - (1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからオまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
 - (3) その資格を辞退したとき。
- 6 資格の再審査
 次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。
 - (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者
 - (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法

- 律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者
- 7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
 - (1) 資格の有効期間
 資格者登録名簿に登録された日から平成22年3月31日までとする。
 - (2) 資格の有効期間の更新手続
 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成22年3月中に平成22年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。
- 8 その他

平成16年8月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱）、平成17年7月高知県告示第538号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成18年8月高知県告示第556号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成19年8月高知県告示第492号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）若しくは平成18年12月高知県告示第771号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱）及び平成19年11月高知県告示第727号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成20年3月高知県告示第131号（平成20年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成22年3月31日までとする。

高知県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
------	-------	--------	---------------------

206-60-018	池ノ内谷(1)	須崎市池ノ内(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-019a	池ノ内谷(2)	須崎市池ノ内(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-019b	池ノ内谷(3)	須崎市池ノ内(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-019c	池ノ内谷(4)	須崎市池ノ内(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-020	池ノ内谷(5)	須崎市池ノ内(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-021	池ノ内谷(6)	須崎市池ノ内(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-022a	池ノ内谷(7)	須崎市池ノ内(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-022b	池ノ内谷(8)	須崎市池ノ内(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-023	池ノ内谷(9)	須崎市池ノ内(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-024	原川	須崎市青木町、鍛冶町、原町一丁目及び東古市町(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-222	池ノ内谷(10)	須崎市池ノ内(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-223	池ノ内谷(11)	須崎市池ノ内(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-001	竹の川	須崎市多ノ郷及び桑田山(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-002	竹ノ川	須崎市多ノ郷及び桑田山(別紙図面のとおり)	土石流

		り)	
206-49-003a	東川内川(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-003b	東川内川(2)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-202	御手洗川	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-203	宮の川内谷	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-204	中ノ川内谷(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-205a	中ノ川内谷(2)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-205b	中ノ川内谷(3)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-206	西生谷(1)	須崎市多ノ郷及び桑田山(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-207	西生谷(2)	須崎市桑田山(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-208	中ノ川支川	須崎市多ノ郷及び桑田山(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-209a	中の川(1)	須崎市多ノ郷及び桑田山(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-209b	中の川(2)	須崎市多ノ郷及び桑田山(別紙図面のとおり)	土石流

206-49-210	中ノ川内谷(4)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-025	山手町谷	須崎市大間西町及び山手町(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-026	和田谷	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-027a	清坂川(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-027b	清坂川(2)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-028	和田川	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-029	正ノ岡谷	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-030	東川内川(3)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-031	赤崎谷	須崎市赤崎町、多ノ郷及び緑町(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-046	串ノ浦川	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-224a	多ノ郷和田谷(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-224b	多ノ郷和田谷(2)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-225	田ノ地川(2)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60	ダバ谷	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	土石流

	(1)	郷(別紙図面のとおり)	
I-2699	赤崎(2)	須崎市赤崎町及び多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2703	安次	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2704	東川内団地(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2705	中ノ川内(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2706	西生	須崎市桑田山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2707	竹ノ川(1)	須崎市桑田山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2708	宮ノ上東	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2709	宮ノ川内中(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2710	宮ノ川内上(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2711	則行	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2712	宮ノ中	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2713	正ノ岡	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2714	竹ノ鼻	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2715	宮ノ川内下(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2716	宮ノ川内下(2)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2717	行正(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2718	田ノ地(下)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2719	田ノ地(上)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2720	キエキ(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2721	多ノ郷和田	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2722	中郷	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2799	東川内(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5174	汐木	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5207	覗石	須崎市桑田山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5210	東川内(2)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5211	東川内(3)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5212	東川内(4)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5213	東川内団地(2)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5214	八幡田	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5215	神楽殿	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5216	正ノ岡(2)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5217	貞末	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5218	宇加石(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5219	清永(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5220	斉藤(1)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5221	宇加石(2)	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5222	高城	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5223	床鍋	須崎市多ノ郷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5224	西生(2)	須崎市多ノ郷及び桑田山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5225	竹ノ川(2)	須崎市多ノ郷及び桑田山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5226	竹ノ川(3)	須崎市多ノ郷及び桑田山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-5227	宮ノ川 内 上 (2)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5228	宮ノ川 内 上 (3)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5229	宮ノ川 内 上 (4)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5230	中ノ川 内(2)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5231	宮ノ川 内 下 (3)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5232	宮ノ川 内 下 (4)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5233	宮ノ川 内 下 (5)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5234	是藤	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5235	宮ノ川 内 中 (2)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5236	一切京	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5237	宗願寺	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5238	ツルイ 谷	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5239	ダバ	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊

		面のとおり)	
II-5240	橋船	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5241	多ノ郷 和 田 (2)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5242	カプロ キ	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-264	城ヶ谷	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-265	角 熊 (2)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-266	和 田 (1)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-267	森(1)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-268	森(2)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-269	行 正 (2)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-270	宮ノ下	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-271	宮ノ川 内	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-272	則 行 (2)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-273	斉 藤 (2)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-274	清 永 (2)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊

III-275	宇加石 (3)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206001	西 生 (3)	須崎市桑田山 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206002	西 生 (4)	須崎市桑田山 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206003	中ノ川 内(3)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206004	中ノ川 内(4)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206005	田ノ地 (1)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206006	田ノ地 (2)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206007	田ノ地 (3)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206008	東川内 団 地 (3)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206009	東川内 団 地 (4)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206010	東川内 (5)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206011	東川内 団 地 (5)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206012	東川内 団 地 (6)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 206013	正ノ岡 (3)	須崎市多ノ郷 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊

IV - 206014	キエキ (2)	須崎市多ノ郷 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	-055a	(1)	及び神谷 (別紙図面のとお)		-244		図面のとお)	
IV - 206015	キエキ (3)	須崎市多ノ郷 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	381-37-055b	谷の川 (2)	吾川郡いの町横、成山及び神谷 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-245	横敷川支流 (1)	吾川郡いの町横及び神谷 (別紙図面のとお)	土石流
IV - 206016	和田 (2)	須崎市多ノ郷 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	381-37-056	乙女川	吾川郡いの町及びいの町神谷 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-246	横敷川支流 (2)	吾川郡いの町横及び神谷 (別紙図面のとお)	土石流
IV - 206017	和田 (3)	須崎市多ノ郷 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	381-37-057	蛇ヶ谷	吾川郡いの町並びにいの町加田及び神谷 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-247	渦ノ谷川	吾川郡いの町加田 (別紙図面のとお)	土石流
IV - 206018	多ノ郷 和田 (3)	須崎市多ノ郷 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	381-37-226	是友西蘇我谷	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-249	鳴谷川	吾川郡いの町加田 (別紙図面のとお)	土石流
IV - 206019	山手町 (3)	須崎市池ノ内、多ノ郷及び山手町 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	381-37-227	是友大谷川	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流	381-99-007	大嶺川	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流
381-37-026-1	是友東谷	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-237	内野谷	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流	381-99-008	北山川	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流
381-37-046	あめよじ谷	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-239a	土居ノ谷川 (1)	吾川郡いの町横 (別紙図面のとお)	土石流	381-99-009	シロ庄谷川	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流
381-37-047	瀧石谷	吾川郡いの町横 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-239b	土居ノ谷川 (2)	吾川郡いの町横 (別紙図面のとお)	土石流	381-99-010	中ノ谷川	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流
381-37-049	相生川	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-240	奥の谷	吾川郡いの町横 (別紙図面のとお)	土石流	381-99-011	観音寺川	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流
381-37-052	西地谷	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-241	鞍谷	吾川郡いの町横 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-027	西浦西谷川 (1)	吾川郡いの町枝川 (別紙図面のとお)	土石流
381-37-053	十四代川	吾川郡いの町 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-242	日吉谷	吾川郡いの町横 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-028	西浦西谷川 (2)	吾川郡いの町枝川 (別紙図面のとお)	土石流
381-37-054	谷川	吾川郡いの町横、成山及び神谷 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-243	西の川	吾川郡いの町横 (別紙図面のとお)	土石流	381-37-030	西浦東谷	吾川郡いの町枝川 (別紙図面のとお)	土石流
381-37	谷の川	吾川郡いの町横、成山	土石流	381-37	横谷	吾川郡いの町横 (別紙	土石流	381-37-033a	槌ノ木谷川 (1)	吾川郡いの町枝川 (別紙図面のとお)	土石流

381-37-033b	樋ノ木谷川(2)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	-003	(2)	紙図面のとおり)		I-1896d	北内(西)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-37-034	樋ノ木西谷	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	381-99-004	北浦谷川	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1896e	北内(東)	吾川郡いの町及びびいの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-37-036	八代川	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	381-99-005	耳無シ谷川	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1911	天神(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-37-038	池ノ谷川	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	381-99-006	西浦西谷川(3)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1912a	音竹(西)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-37-041	藤ヶ瀬川	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1887	是友(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-1912b	音竹(北ヶ市)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-37-229	奈呂ノ谷川	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1888	是友(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-1913	北ヶ市	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-37-233	八代川支流	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1889	是友(3)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-1914	音竹(東)(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-37-235	小田谷	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1890	是友(4)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-1915	音竹(東)(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-37-528	奈呂ノ谷川(2)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1891	是友(5)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-1916	南音竹(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-37-530	奈呂ノ谷川(3)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1892	是友(6)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-1917	音竹	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-37-531	奈呂ノ谷川(4)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1893	是友(7)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-1918	南音竹(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-99-001	八代東谷川	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1894	是友(8)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-1949	内野奥	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-99-002	土井谷川	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1896a	内野(上)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-1950a	十四代(東)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-99	八代川	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	土石流	I-1896b	金比羅山	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-1950b	問屋坂	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
				I-1896c	北山	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊				

I - 1950c	加茂	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	(2)	図面のとお)				(2)	図面のとお)		
I - 1950d	内野	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4143	大奈呂(3)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4158	横 藪(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I - 1951	土居ノ谷(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4144	大奈呂(4)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4159	大谷	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I - 1952	峰 檜(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4145	大奈呂(5)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4160	柿奈呂(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I - 1953	横 藪(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4146	惣 谷(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4161	柿奈呂(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I - 1954	陰	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4147	惣 谷(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4162	柿奈呂(3)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I - 1955	十四代	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4148	惣 谷(3)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4163	十四代(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I - 1956	谷	吾川郡いの町及びいの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4149	惣 谷(4)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4164	十四代(3)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I - 1957	渦ノ谷	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4150	西の川(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4165	十四代(4)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I - 1958	東加田	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4151	西の川(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4166	谷(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II - 4096	奥 名(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4152	土居ノ谷(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4167	鳴 谷(東)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II - 4097	奥 名(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4153	土居ノ谷(3)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4168	鳴 谷(西)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II - 4123	南音竹(3)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4154	土居ノ谷(4)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4259	奥 名(3)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II - 4141	大奈呂(1)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4155	土居ノ谷(5)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		II - 4261	加 田(東)(2)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II - 4142	大奈呂	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II - 4156	土居ノ谷(6)	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊					
				II - 4157	峰 檜	吾川郡いの町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊					

Ⅲ-208	天 神 (2)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-209	天 神 (3)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-210	奥 名 (4)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-211	奥 名 (5)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-236	渦ノ谷 (東)	吾川郡いの町加田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 381005	是 友 (9)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 381006	西の川 (3)	吾川郡いの町横(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 381007	西の川 (4)	吾川郡いの町横(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 381008	柿奈呂 (4)	吾川郡いの町横及び成山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 381009	南音竹 (4)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 381010	十四代 (5)	吾川郡いの町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1866	八 代 (1)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1867	八 代 (2)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1868	八 代 (3)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1869	八 代 (4)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-1870	八 代 (5)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1871	八 代 (6)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1872	八 代 (7)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1873	北 浦 (1)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1874	北 浦 (2)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1875	北 浦 (3)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I - 1876a	東 浦 (西) (1)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I - 1876b	東 浦 (西) (2)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1877	東 浦 (1)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1878	東 浦 (2)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1879	東 浦 (3)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1880	東 浦 (4)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1881	天神ヶ 谷(1)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1882	天神ヶ 谷(2)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-1883	西 浦 (1)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1884	西 浦 (2)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1885	西 浦 (3)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1886	西 浦 (4)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1895	藤ヶ瀬	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2012	八 代 (8)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2013	八 代 (9)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2014	八 代 (10)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2015	八 代 (11)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4082	槌ノ木 (1)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4083	槌ノ木 (2)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4084	八 代 (12)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4085	八 代 (13)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4086	八 代 (14)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4087	八 代 (15)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-4088	八代(16)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4089	八代(17)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4090	八代(18)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4091	北浦(4)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4092	北浦(5)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4093	東浦(5)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4094	西浦(5)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-212	北浦(6)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-381001	槌ノ木(3)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-381002	八代(19)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-381003	八代(20)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-381004	東浦(6)	吾川郡いの町枝川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第152号

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成21年3月16日から施行する。

平成21年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	伊尾木出張所	」
---	--------	---

川北	北支所	下山出張所	穴内
を	東支所	北	穴内出張所
に改める。			

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、土佐山田町竹ノ前土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成21年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
監事	岡本 秋廣	香美市土佐山田町佐古藪652-2
	信崎 幸雄	266-2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、土佐山田町竹ノ前土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成21年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所
田村 嘉史	香美市土佐山田町佐古藪554
宮地 良雄	599
佐竹 之守	226-イ
公文 豊広	515
岡本 幸雄	652-1
田村 美登	534-1

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成21年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年3月28日 19高都計第598号	香美市土佐山田町山田字池ノ上1319番2 ほか	香美市土佐山田町山田字池ノ上1319番地 社会福祉法人愛成会

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による平成21年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成21年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 受験資格

受験資格を有する者は、平成21年7月4日(土)において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込みの受付期間及び受付時間

(ア) 受付期間

平成21年4月1日(水)から同月7日(火)まで

(イ) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

イ 受験申込みの方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(2) 受験申込書による受験申込み

<p>ア 受験申込みの受付期間及び受付時間 平成21年4月13日(月)から同月17日(金)までの間の午前10時から午後4時まで受け付ける。 なお、郵送による場合は、平成21年4月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。</p> <p>イ 受験申込みの方法 (ア) 受験申込書の請求先 高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 社団法人高知県建築士会 (イ) 受験申込書の提出先 社団法人高知県建築士会に直接提出すること。ただし、やむを得ない事情があるときは、書留速達による郵送でも受け付ける。</p> <p>3 試験の日時及び場所 (1) 試験の日時 ア 学科の試験 平成21年7月5日(日)午前10時から午後5時10分まで イ 建築設計製図の試験 平成21年9月13日(日)午前11時30分から午後4時まで (2) 試験の場所 高知市棧橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校</p> <p>4 受験手数料 16,900円(予定:高知県建築士法施行条例(昭和27年高知県条例第9号)の一部を改正する条例議案を平成21年2月高知県議会定例会に上程中であり、この議案が原案どおり可決された場合の額)</p> <p>5 合格者の発表 (1) 合格者は、平成21年12月3日(木)(予定)に発表する。また、合格者には合格通知書を送付し、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。 (2) 学科の試験の合格者にはその旨を通知し、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。</p> <p>6 その他 (1) 建築設計製図の課題は、平成21年6月10日(水)(予定)から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の場所において掲示する。 (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。</p> <p>~~~~~</p> <p>建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による平成21年木造建築士試験を次のとおり行う。 なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規</p>	<p>定に基づき、高知県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。 平成21年3月3日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 受験資格 受験資格を有する者は、平成21年7月25日(土)において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>2 受験の申込手続等 (1) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。 ア 受験申込みの受付期間及び受付時間 (ア) 受付期間 平成21年4月1日(水)から同月7日(火)まで (イ) 受付時間 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで イ 受験申込みの方法 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(http://www.jaeic.jp/)において、必要な事項を入力して申し込むこと。 (2) 受験申込書による受験申込み ア 受験申込みの受付期間及び受付時間 平成21年4月13日(月)から同月17日(金)までの間の午前10時から午後4時まで受け付ける。 なお、郵送による場合は、平成21年4月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。 イ 受験申込みの方法 (ア) 受験申込書の請求先 高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 社団法人高知県建築士会 (イ) 受験申込書の提出先 社団法人高知県建築士会に直接提出すること。ただし、やむを得ない事情があるときは、書留速達による郵送でも受け付ける。</p> <p>3 試験の日時及び場所 (1) 試験の日時 ア 学科の試験 平成21年7月26日(日)午前10時から午後5時10分まで イ 建築設計製図の試験 平成21年10月11日(日)午前11時30分から午後4時まで (2) 試験の場所 ア 学科の試験</p>	<p>高知市棧橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校 イ 建築設計製図の試験 高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館4階ホール</p> <p>4 受験手数料 16,900円(予定:高知県建築士法施行条例(昭和27年高知県条例第9号)の一部を改正する条例議案を平成21年2月高知県議会定例会に上程中であり、この議案が原案どおり可決された場合の額)</p> <p>5 合格者の発表 (1) 合格者は、平成21年12月3日(木)(予定)に発表する。また、合格者には合格通知書を送付し、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。 (2) 学科の試験の合格者にはその旨を通知し、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。</p> <p>6 その他 (1) 建築設計製図の課題は、平成21年6月10日(水)(予定)から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の場所において掲示する。 (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。</p> <p>----- 教育委員会規則 -----</p> <p>高知県教育委員会表彰規則及び指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年3月3日 高知県教育委員会委員長 宮地 彌典</p> <p>高知県教育委員会規則第1号 高知県教育委員会表彰規則及び指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (高知県教育委員会表彰規則の一部改正)</p> <p>第1条 高知県教育委員会表彰規則(昭和38年高知県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 第2条第4号中「第5条の2」を「第6条」に改める。 (指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部改正)</p> <p>第2条 指導を要する教職員の取扱いに関する規則(平成20年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第2号中「第5条の2」を「第6条」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>~~~~~</p>
---	--	--

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月3日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第2号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「その証明書（以下「単位修得証明書」という。）（別記第6号様式）」を「学力に関する証明書（免許法第7条第1項の証明書をいう。以下同じ。）」に改め、同条第4項第3号中「第7条第1項」を「第8条第2項」に改める。

第5条第1項中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同項第3号エ中「（昭和41年文部省、厚生省令第2号）」を「文部省
厚生省（昭和41年令第2号）」に、「単位修得証明書（別記第6号様式）」を「学力に関する証明書」に改め、同号オを次のように改める。

オ 学力に関する証明書

第5条第2項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第5条の2第1項第4号アを次のように改める。

ア 学力に関する証明書

第8条第2項第3号中「第7条第1項」を「第8条第2項」に改める。

第9条第3号オを次のように改める。

オ 学力に関する証明書

第10条第3号中「旧令」を「旧令（旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）、旧教員免許令（明治33年勅令第134号）又は旧幼稚園令（大正15年勅令第74号）をいう。）」に改める。

第28条第1項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同条第2項第1号中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改める。

別表の1の表注2及び2の表注2中「同法別表第3」を「同表」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月3日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第3号

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「校長」を「、校長」に改め、同条第3項中「学校に」を「学校に、副校長、主幹教諭、指導教諭、」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「船長」を「、船長」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、学校に、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

第8条第1項中「教頭」を「副校長」に改め、同条第2項中「教頭が、」を「副校長又は教頭が」に、「代理するとき」を「代理し、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、2人以上の教頭を置く学校の校長について準用する。

第10条第1項ただし書を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「の教諭の」を「の指導教諭又は教諭の」に、「教諭、」を「指導教諭、教諭、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、学校に、第4項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第5項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、第6項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは保健主事を、第7項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは生徒指導主事を、第8項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは進路指導主事を置かないことができる。

第10条の2第1項ただし書を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、学校に、第4項に規定する人権教育主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、人権教育主任を置かないことができる。

第10条の3第1項ただし書を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の学校には、第4項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任を置かないことができる。

第10条の4第1項ただし書を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、高等学校に、第4項に規定する総務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、総務主任を置かないことができる。

第10条の5第1項ただし書を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の高等学校には、第4項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、農場長を置かないことができる。

第10条の6第1項ただし書を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、中学校又は特別支援学校に、第4項に規定する研究主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、研究主任を置かないことができる。

第10条の7第1項ただし書を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の特別支援学校には、第4項に規定する寮務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高知県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月3日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第4号

高知県立高等学校学則の一部を改正する規則

高知県立高等学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第16条関係）

誓約書

年 月 日

高知県立 高等学校長 様

貴校に入学した上は、高知県教育委員会及び貴校の定める規則、規程等に従い、高等学校の生徒としての本分を守ることを誓約します。

生徒 住所
ふりがな
氏名 ㊟
生年月日 年 月 日

上記生徒が貴校に入学した上は、高知県教育委員会及び貴校の定める規則、規程等に基づき上記生徒を従わせること、授業料等の納入について上記生徒と連帯して履行すること及び上記生徒の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓約します。

保護者 住所
ふりがな
氏名 ㊟
生徒との続柄（又は関係）

上記生徒が貴校に入学した上は、上記生徒が高等学校の生徒としての本分を守ることを保証します。

保証人 住所
ふりがな
氏名 ㊟
生徒との続柄（又は関係）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第1号

事務局
各教育機関

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月3日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ及びウ中「校長」を「校長、副校長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局
県立学校

高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月3日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

高知県立学校職員服務規程（平成4年12月高知県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第17条中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局
県立学校

高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月3日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県立学校職員衛生管理規程（平成8年2月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第17条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
一般業務用ノート型パソコン 1,794台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県政策企画部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル
- 3 落札者を決定した日
平成21年2月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
月額 2,230,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成20年12月24日



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
ソフトウェア（Microsoft Office2007 Standard） 1,226ライセンス
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県政策企画部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル
- 3 落札者を決定した日
平成21年2月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額

38,133,469円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成20年12月24日